平成 29 年度水源地域の魅力を発信する動画制作業務委託仕様書

この仕様書は、水源地域の魅力を発信する動画制作業務の内容を示すものであり、この仕様書に定める事項について、受託者は確実に履行しなければならない。

1 業務名

平成29年度水源地域の魅力を発信する動画制作業務

2 目的

神奈川県では、「やまなみ五湖 水源地域交流の里づくり計画(平成 28 年度~平成 32 年度)」を策定し、水源地域の活性化と水源環境の理解促進に取り組んでいる。

当計画においては、水源地域に存在する自然や文化などの資源や、水源地域で しか経験できないライフスタイルを「地域の宝」ととらえ、この貴重な財産を都 市地域住民に紹介し、水源地域の魅力の発信を行うこととしている。

そこで、水源地域交流の里づくり推進協議会(別紙1を参照)では、水源地域の魅力を発信する手法として動画の制作に取り組んでおり、平成28年度は、やまなみ五湖地域の1つである丹沢湖周辺地域(山北町)にスポットをあて、丹沢湖周辺地域で、水源地域ならではのライフスタイルを持つ人々や、魅力的な自然・名所に着目し、それらの一部を紹介する動画を制作した。

平成 29 年度は、やまなみ五湖地域のさらなる魅力の発信を行うため、津久井湖 周辺地域、宮ヶ瀬湖周辺地域にそれぞれスポットをあてた動画を作成し、水源地 域への来訪者の増加や、都市地域との交流の促進を図ることとする。

3 契約期間

契約締結日から平成30年1月31日(水)まで

4 業務内容

(1) 内容 計4本

ア 津久井湖周辺地域(相模原市緑区)

- (ア) 3分~5分程度の動画 1本
- (イ) 1分程度の動画 1本

イ 宮ヶ瀬湖周辺地域(清川村、愛川町、相模原市緑区)

- (ア) 3分~5分程度の動画 1本
- (イ) 1分程度の動画 1本

(2) 留意事項

- ア 各地域において、水源地域ならではのライフスタイルを持つ人々へのインタビューや、魅力的な自然・名所等(ダム及びダム周辺のスポットを含める こと)を取り上げた動画を制作すること。
- イ インタビューについては、各地域において最低1人は実施すること。
- ウダムについては、空撮その他の方法により、全体を撮影すること。
- エ 撮影にあたっては、水の恵みや自然の豊かさが感じられる雰囲気を重視し、 都市地域にはない魅力の発信に努めること。
- オ 1分程度の動画については、SNSに掲載して広報することを考慮したインパクトのある内容にすること。
- カ 各動画においては、地域ごとの違いが表れる内容にすることとし、各地域 に所在する各市町村(「4 業務内容(1)内容」に記載)の風景等を撮影し た映像を最低一度は含めること。
- キ 各地域で撮影する素材 (インタビューの対象者や自然・名所等) について は、発注者と協議を行い、内容を決定すること。
- ク 各市町村(「4 業務内容(1)内容」に記載)の情報量についてはバランスに配慮し、全体として統一感のある内容とすること。
- ケ 各動画(「4 業務内容(1)内容」に記載)については、一般的な家庭用 プレイヤー及びDVDドライブ付きパーソナルコンピューターで再生及び複 製することができる規格及び Youtube に掲載できる規格でそれぞれ制作する とともに、1分程度の動画については、Twitter や Facebook 等のSNSにも 掲載できる規格にすること。また、ホームページ「神奈川やまなみ五湖 navi」 に掲載することを考慮した色味にすること。
- サ 撮影は動画を基本とするが、適宜静止画を混ぜることも妨げない。
- シ 撮影した動画・静止画を用いて編集作業を行うこと。なお、提出期限まで に撮影が困難な素材がある場合等には、受注者が既に保有する動画・静止画 や受注者が撮影したもの以外に手配できる動画・静止画を活用することは妨 げない。
- ス 編集にあたっては、映像に合わせたテロップやナレーション、音楽、効果 音等をつけることで訴求力を高めるとともに、誰にでも見やすく・分かりや すくなるようにすること。
- セ 制作段階における各映像の確認は、原則1回とするが、発注者が必要と判断した場合は確認回数を増やす場合がある。また、確認の結果、修正の必要が生じた場合、発注者は修正もしくは再制作を命ずることができる。

(3) 撮影素材例

津久井湖周辺地域(相 模原市緑区)	・津久井湖及び城山ダム・神奈川県立津久井湖城山公園、津久井湖観光センター・峯の薬師・中野山・津久井湖ブルーベリー園	
宮ヶ瀬湖周辺地域(清 川村・愛川町・相模原 市緑区)	・宮ヶ瀬湖及び宮ヶ瀬ダム・宮ヶ瀬湖畔園地、水の郷商店街・神奈川県立あいかわ公園、愛川町郷土資料館・相模原市立鳥居原ふれあいの館・道の駅「清川」	

5 スケジュール(想定)

平成 29	年8月~11月	企画立案、撮影、編集
平成 29	年11月中旬	映像の確認(「4 業務内容(2) 留意事項 セ」に記載)
平成 29	年12月下旬	成果物の納品

6 映像の確認

受注者は、以下に記載する提出物を提出期限までに提出すること。

(1) 提出物

DVD…「4 業務内容(1)内容」に記載する計4本の動画につき各1枚

- ・一般的な家庭用プレイヤー及びDVDドライブ付きパーソナルコンピュータ
- ーで再生及び複製することができる規格の動画を書き込んだもの
- (2) 提出期限

平成29年11月中旬(詳細は発注者と調整)

(3) 提出場所

神奈川県庁新庁舎3階 政策局政策部土地水資源対策課

7 成果物の提出

受注者は、以下に記載する成果物を提出期限までに提出すること。

(1) 成果物

ア映像

DVD…「4 業務内容(1)内容に記載する計4本の動画につき各4枚

一般的な家庭用プレイヤー及びDVDドラ		
イブ付きパーソナルコンピューターで再生	動画1本につき	∌l. 0. 1/- -
及び複製することができる規格の動画を書	2枚	計8枚
き込んだもの		

Youtube 及び Twitter や Facebook 等の S N S に掲載できる規格の動画を書き込んだ もの

動画1本につき 2枚

計8枚

イ 業務報告書

- ・データ…CD-ROM等2枚(Microsoft office Word 又は Microsoft office Excel 形式等)
- 印刷物…3部
- ウ 留意事項

映像を収録したDVDの納品数については、事前に発注者と協議し、増減 させることも可とする。

(2) 提出期限

平成29年12月下旬(詳細は発注者と調整)

(3) 提出場所

神奈川県庁新庁舎3階 政策局政策部土地水資源対策課

8 特記事項

(1) 著作権

ア 制作業務に係るすべての成果物の著作権(著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利)は発注者に帰属する。

イ 成果物は、発注者が運営するホームページや制作する印刷物等に自由に使 用できるものとする。

ウ 第三者の著作権その他の諸権利を侵害することがないよう十分留意すると ともに、二次利用についても可能とすること。また、これらが起因として生 じた紛争等の責任は受注者が負うこと。

(2)情報セキュリティ

ア 成果物の提出時及び打合せ等の際に発注者に提供するデータや記録媒体については、必ずウィルスチェックを行うこと。

イ その他、情報セキュリティの確保については、発注者の指示に従うこと。

9 その他

- (1)業務を適切かつ円滑に実施するため、発注者と受注者は常に連絡をとり、適宜打合せを実施し、業務の方針等について、十分な調整を図ること。
- (2)業務の実施にあたり、この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書に関して 疑義が生じた場合等は、事前に発注者と協議し、その指示に従うこと。
- (3) 受注者は、発注者から資料等の貸与を受けた場合は、その取扱いに十分注意を払い、紛失、汚損のないように努めるとともに、本業務以外にそれを使用し

ないこと。なお、業務完了後は発注者の指示に従い、速やかに返却又は破棄すること。

- (4) 受注者は、動画制作にあたり、公平性、人権の尊重、事実の正確な報道等に 配慮するほか、特定の政党・政治団体、宗教団体、営利団体等の利益とならな いよう配慮すること。
- (5)業務実施の際は、安全を期し、事故等の損害賠償責任は受注者が負うこと。
- (6) 成果物検収後、1年以内に受注者の瑕疵が発見された場合には、受注者は無償で追加・修正等必要な措置を講ずること。
- (7)業務を実施するため個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護のために<u>別紙</u> 2に掲げる事項を遵守すること。